指 名 停 止 措 置 の 概 要

１　指名停止措置業者名：みらい建設工業 株式会社
（法人番号1010401078435）
業者の住所：東京都港区芝４－６－１２

２　指名停止措置期間：令和８年１１月１２日から
令和８年１２月１１日まで（１か月）

３　指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

４　事実概要：　上記有資格業者は、名古屋港管理組合発注の護岸整備工事において、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員である同社及び同社の社員が、令和８年７月１７日、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

５　指名停止措置理由：　上記事実は「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○指名停止措置要領（抄）付表第２

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） １５　付表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １月以上９月以内